平成２４年（フ）第２９３５号
大阪府枚方市南楠葉１丁目３番９号
債務者　國分　章子（旧姓仙度）
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９３７号
大阪市平野区喜連１丁目８番14号スカイハイツ201号
債務者　福田　恵美
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３００３号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目３番６―208号、前住所大阪市城東区今福南４丁目８番５―306号
債務者　兼澤　康昭
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３００４号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目３番６―208号、前住所大阪市城東区今福南４丁目８番５―306号
債務者　兼澤美枝子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０２７号
大阪府豊中市庄内栄町２丁目14番２―401号
債務者　鈴木　志穂（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０５７号
大阪府東大阪市稲田本町３丁目１番22―405号
債務者　國澤こと　金　　麻衣
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０８４号
大阪市旭区赤川４丁目10番10号　メゾンドリブレ201
債務者　岩本亜由美（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０８６号
大阪府茨木市小柳町15番２号
債務者　植山　邦彦
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０９０号
大阪市平野区喜連西３丁目18番２―607号
債務者　日比　利雄
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０９９号
大阪市都島区都島北通１丁目１番５号　サンエール都島403号
債務者　桑田　正男
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１０１号
大阪府寝屋川市黒原新町４番４号
債務者　谷敷　利治
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１００８号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅72号棟206号
債務者　瀧岡　孝信
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６７号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目12番20号　パインハウス201号、前住所兵庫県尼崎市昭和南通５丁目117番地
債務者　ｅｓ　ｈａｉｒ，ドロップス美容店こと　佐々木沙織（旧姓塩車）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３４号
広島県東広島市安芸津町風早1266番地２
債務者　海田　静治
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５３号
広島県廿日市市佐方554番地１―Ｂ101
債務者　松﨑　　光
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７号
山口県宇部市西平原２丁目11番22号　宮内コーポ203
債務者　小田原有佳理
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第２５３号
栃木県宇都宮市上田原町1079番地52、前住所栃木県宇都宮市鶴田町3645番地19
債務者　浅香　文雄
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係